

し尿等受入施設緑泉園

更新工事

優先交渉権者決定基準書

令和 7 年 1 月

京 田 辺 市

## 目 次

1 審査の概要.....	1
1. 1 優先交渉権者決定基準書の位置付け.....	1
1. 2 審査方法.....	1
1. 3 し尿等受入施設緑泉園更新工事に係る契約候補事業者選定委員会の設置.....	1
1. 4 審査全体の流れ.....	1
2 第一次審査の内容と方法【プロポーザル参加資格等】.....	3
3 第二次審査の内容と方法【提案審査】.....	3
3. 1 第二次審査の内容.....	3
3. 2 提案内容の位置付け.....	3
3. 3 技術提案書及び見積書の審査.....	4
4 優先交渉権の決定.....	6
5 次点優先交渉権者候補者について.....	6

## 1 審査の概要

### 1. 1 優先交渉権者決定基準書の位置付け

優先交渉権者決定基準書は、京田辺市（以下「本市」という。）がし尿等受入施設緑泉園更新工事（以下「本工事」という。）の優先交渉権者を決定するに当たって、最も優れた提案を選定するための手順、方法、評価基準等を示したものであり、公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「プロポーザル参加者」という。）に交付する公募型プロポーザル実施要領書等と一体のものとして扱う。

### 1. 2 審査方法

本工事を実施する事業者は、専門的な知識やノウハウ（設計技術力、建設技術力等）を有することが不可欠である。このため、優先交渉権者の選定に当たっては、公平性、競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、各プロポーザル参加者からの本工事の実施に係る対価（以下「見積価格」という。）及び技術提案書の提案内容等（以下「提案内容」という。）を総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

### 1. 3 し尿等受入施設緑泉園更新工事に係る契約候補事業者選定委員会の設置

本市は、提案内容の審査に関して、公平性、競争性及び透明性を確保したうえで、幅広い専門的見地からの意見を参考するために、外部有識者等により構成されるし尿等受入施設緑泉園更新工事に係る契約候補事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

### 1. 4 審査全体の流れ

審査は二段階に分けて実施するものとし、プロポーザル参加希望者の資格、実績といった事業遂行能力を確認する「第一次審査」と、第一次審査を通過したプロポーザル参加者の提案内容を審査する「第二次審査」を実施する。

なお、第一次審査における審査は、第二次審査のための技術提案書を提出できる有資格者を選定するためのものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響しない。

第二次審査では、選定委員会が公平性、透明性及び客観性を確保したうえで、提案の定性的内容及び価格面を総合的に評価し、優先交渉権者及び次点優先交渉権者候補者（以下「優先交渉権者等」という）の候補を選定して、本市に答申する。本市は、選定委員会からの上記答申を踏まえ、優先交渉権者等を決定する。

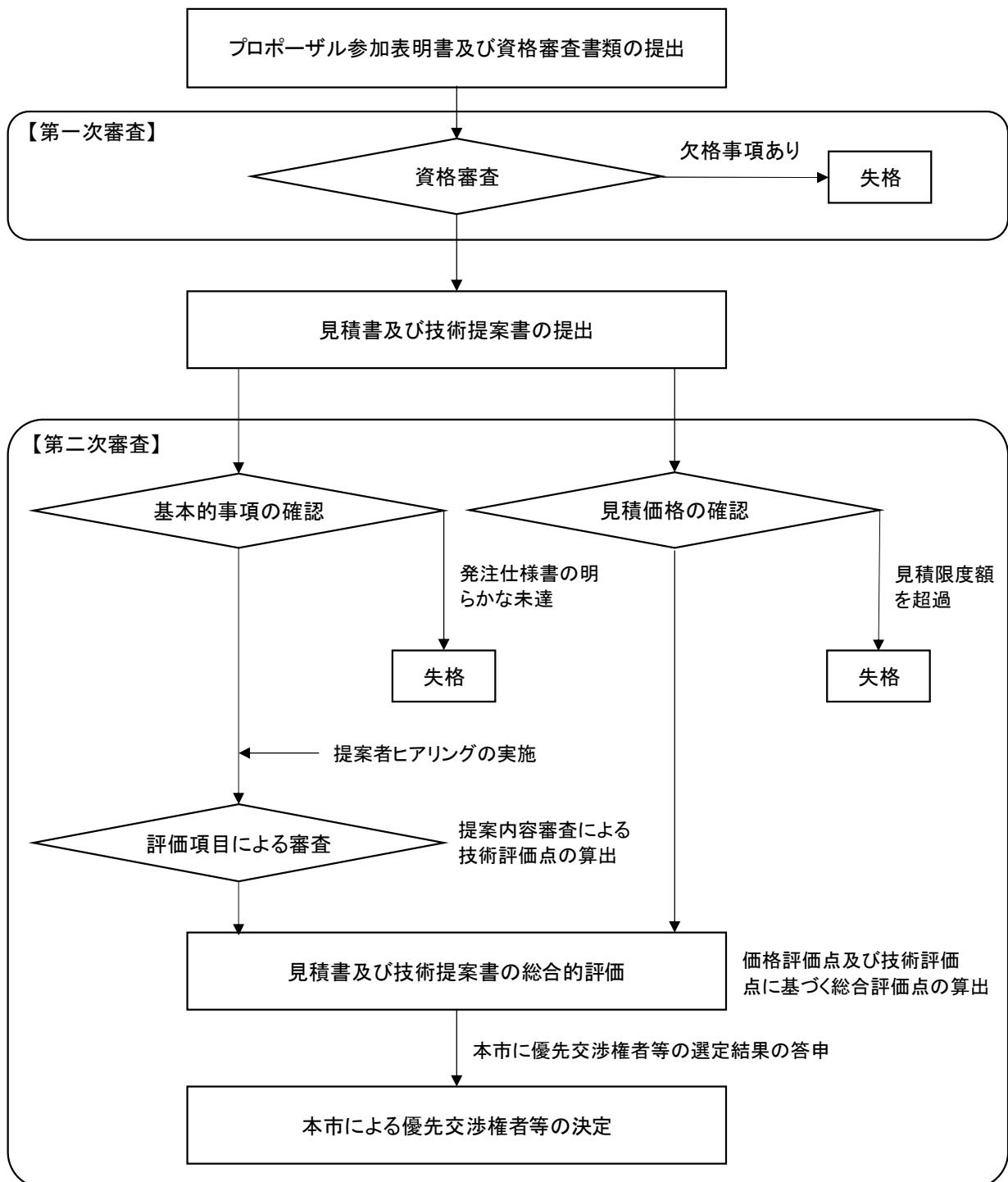


図 1 審査全体の流れ

## 2 第一次審査の内容と方法【プロポーザル参加資格等】

プロポーザル参加希望者が、公募型プロポーザル実施要領書の「プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件」に規定した事項を満たしているか否かについて、プロポーザル参加資格審査に関する提出書類に基づき審査する。資格不備の場合は失格とする。

## 3 第二次審査の内容と方法【提案審査】

### 3.1 第二次審査の内容

#### (1) 基本的事項の確認

本市は、提案内容が発注仕様書の内容を満たしているかどうかについて、技術提案書類への記載事項を確認する。

提案内容が発注仕様書を充足する妥当な方法・内容であると確認できる場合に、発注仕様書を達成しているものとして判断し、発注仕様書を充足していないと確認される場合には失格とする。

ただし、その内容が軽微で意図したものではなく、かつ、提案内容及び見積価格に大きな影響を及ぼすものでなく、かつ、当該内容のみにより失格とすることは却って公平性を欠くと認められる場合には、当該提案を行ったプロポーザル参加者に対してプロポーザル参加の希望を確認し、当該プロポーザル参加者が見積価格の変更を行わずに当該箇所について発注仕様書を満たさせることを条件に、当該プロポーザル参加者を失格としないことがある。

また、発注仕様書を満たしているか否かについて、提案内容からは客観的に読み取れない場合には、別途、当該提案を行ったプロポーザル参加者に直接確認することがある。

#### (2) 見積価格の確認

本市は、プロポーザル参加者が提示する見積価格が見積限度額以下であることの確認を行う。この条件を満たさない見積価格を提示した入札参加者は失格とする。

### 3.2 提案内容の位置付け

見積時点では施工方法等が確定していないが、公募型プロポーザル方式においては、提案内容が入札書の一部を構成するものとなるため、以下の範囲において本工事の契約上の拘束力を有することに留意すること。

なお、プロポーザル参加者の間で資料の提供を受けていたと本市が判断した場合は、失格となることがある。

## (1) 評価項目に基づく審査の取扱い

評価項目に基づく審査については、発注仕様書以上の提案が具体的に行われている内容に対して評価を行う。原則として、優先交渉権者が提案した提案内容が、請負契約で定める業務水準となり、契約者は提案内容に拘束される。

しかし、本市は、優先交渉権者との間で協議のうえ、諸事情を考慮し、優先交渉権者の提案内容のうち発注仕様書以上の提案について、その一部または全部を請負契約で定める業務水準とはしないとの決定をすることができ、優先交渉権者は、係る本市の決定に拘束されることに留意すること。

## (2) 選定委員会の意見の取扱い

選定委員会においては、プロポーザル参加者からの提案内容に対して意見が出される場合がある。この場合、請負契約の締結の段階で、選定委員会が提示した意見を踏まえて、提案内容を改善することが望ましいと本市が判断し、優先交渉権者との間で合意した場合には、施工等の条件として加味する場合があることに留意すること。

## 3.3 技術提案書及び見積書の審査

### (1) 評価方法

プロポーザル参加者の見積価格より「価格評価点」を算出する。また、技術提案書に基づき選定委員会で審査した結果により「技術評価点」を算出する。なお。総合評価点は、次に示す加算方式とする。

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点 (30 点)} + \text{技術評価点 (70 点)}$$

$$\text{価格評価点} = \text{最低見積価格} / \text{提案見積価格} \times 30 \text{ 点}$$

\* 見積価格は消費税及び地方消費税を除く

### (2) 評価基準等

選定委員会は、表 1 に示す技術提案項目に基づき、提案内容において発注仕様書以上の具体的かつ優れた提案がなされている内容について審査する。技術提案に関する点数化方法は、表 2 に示すとおりとする。

プロポーザル参加者へのヒアリングの実施を予定しており、プロポーザル参加者から提出された技術提案書類に疑義がある場合には、プロポーザル参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

なお、プロポーザル参加者へのヒアリングにおける発言・回答内容等は、技術提案書類における提案内容と同様の扱いとし、本工事の契約上の拘束力を有するものとして取り扱う。

表 1 技術評価項目及び配点

区分	提案項目	評価の視点	配点	
一般要求事項 (技術提案全体)	・設計概要説明書 ・設計仕様書 ・設計計算書 ・図面類	・技術提案書として提出を求めている設計概要説明書、設計仕様書、設計計算書、図面類は、発注仕様書と整合性が取れているか。	8	
特定要求事項 (特定テーマ)	施設計画に関する事項	施設配置計画、設備配置計画、作業動線計画	・効率的で安全な維持管理・運営が可能となる施設配置計画、設備配置計画が示されているか。 ・効率的で安全な維持管理・運営が可能となる機能的かつ安全な作業者等の動線計画が示されているか。	4
		工事施工計画(既存施設の解体工事含む)	・工期遵守のための実効性のある施工手順(既存施設の解体工事含む)、工事期間中の安全衛生管理、周辺環境対策、周辺交通対策等が示されているか。 ・工期遵守のための十分な工事実施体制が示されているか。	4
	プラントの信頼性及び保全性に関する事項	水処理の安定性	・放流水の水質の良好かつ安定的な維持のための前処理の安定性、希釈放流の安定性等の方策が示されているか。	4
		設備の保全性	・設備が安定的かつ確実な性能を發揮できるよう故障の発見方法、部品交換・補修の容易性、補修時の処理の継続性等の方策が示されているか。	4
	長寿命化・強靭化、運転の安全性に関する事項	施設の長寿命化・強靭化への取組	・施設の長寿命化対策・強靭化対策について、具体的かつ実効性のある提案が示されているか。 ・予防保全を主体とし、施設の機能性・信頼性を常時維持するための点検・補修計画が示されているか。	4
		運転の安全性への取組	・運転の安全性のための機器構成、配置等具体的な対策が示されているか。	4
		災害発生時の対応	・地震、風水害等の災害への防災・減災、早期復旧等について計画性のある災害対策が示されているか。	4
	環境への配慮に関する事項	省エネ・省資源化への取組	・施設の省エネ・省資源化について、具体的かつ実効性のある省エネ機器の採用等の提案が示されているか。	4
		周辺環境との調和	・立地環境を十分考慮した実効性のある周辺環境との調和対策が示されているか。	4
		騒音・振動・悪臭の発生防止	・立地環境を十分考慮した実効性のある騒音・振動対策、悪臭対策が示されているか。	4
	地域貢献に関する事項	地元貢献、その他の取組	・地元貢献等について、市内企業又は資材の具体的な利用計画等が示されているか。	13
	維持管理計画に関する事項	維持管理計画	・維持管理を効率的に容易にする維持管理計画の策定、異常発生等の緊急時体制等が提案されているか。	3
		維持管理費	・稼働後 10 年間の想定維持管理費が用役費用毎の算定根拠とともに示されているか。	3
		点検補修費	・稼働後 10 年間の定期点検・法定点検、部品交換・補修等の想定費用が算定根拠とともに示されているか。	3
合 計			70	

**表 2 技術提案書の点数化方法**

区分	評価基準	点数化方法
A	当該評価項目において、発注仕様書を理解した具体的な提案であり、非常に大きな効果が期待できる。	配点×1.00
B	当該評価項目において、発注仕様書を理解した具体的な提案であり、大きな効果が期待できる。	配点×0.75
C	当該評価項目において、発注仕様書を理解した具体的な提案であり、一定の効果が期待できる。	配点×0.50
D	当該評価項目において、発注仕様書を理解した程度であり、提案内容の効果が把握できない又は期待できない。	配点×0.25
E	当該評価項目において、発注仕様書に対する具体的な提案が認められない。	配点×0.00

#### 4 優先交渉権の決定

選定委員会は、プロポーザル参加者の見積価格及び技術提案内容における総合評価点に基づき、優先交渉権者候補等を選定し、本市に答申する。

なお、総合評価点の最高得点者・次点得点者が複数ある場合には、下記の順位で優位に評価するものとする。

- ① 技術評価点が高い者
- ② 技術提案評価項目「施設計画に関する事項」の得点が高い者
- ③ 技術提案評価項目「維持管理計画に関する事項」の得点が高い者
- ④ 技術提案評価項目「プラントの信頼性及び保全性に関する事項」の得点が高い者
- ⑤ 技術提案評価項目「長寿命化・強靭化、運転の安全性に関する事項」の得点が高い者
- ⑥ 技術提案評価項目「地域貢献に関する事項」の得点が高い者
- ⑦ 技術提案評価項目「環境への配慮に関する事項」の得点が高い者

本市は、この答申を踏まえ優先交渉権者等を決定する。

#### 5 次点優先交渉権者候補者について

優先交渉権者の都合により請負契約を締結しない場合、又はプロポーザル参加資格要件を欠く事態が生じたことにより優先交渉権者との間で請負契約が締結できない場合には、本市は、次点優先交渉権者候補者と契約交渉を行うものとする。

その場合、公募型プロポーザル実施要領書等における「優先交渉権者」に対する各規定は全て「次点優先交渉権者候補者」に読み替えて、各規定を適用する。